

世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(後期)

【 平成 24 年度～平成 26 年度 】

平成 2 4 年 3 月

目 次

第1章 推進計画の趣旨

- 1 推進計画(後期)の策定趣旨 1
- 2 計画の位置づけと期間 3

第2章 ユニバーサルデザイン推進計画の主な取組みと課題

- 1 すべての人が、できることから取り組む 5
- 2 気づきと思いやりの心を育てる環境をつくる 6
- 3 計画策定のプロセスを大事にし、区民の声を反映する 7
- 4 目標を定め、だれもが利用しやすい施設整備を推進する 8
- 5 だれもが安全で、たのしく快適に暮らせる地域を実現する 13
- 6 ユニバーサルデザインによる情報とサービスの提供を推進する 15

第3章 計画の目標と基本方針

- 1 計画の目標 17
- 2 基本方針 18
- 3 施策の体系 19
- 4 施策の概要 22
- 5 個別の施策内容 28

第4章 推進体制

- 1 施策の進行管理を行う体制 58
- 2 推進地区における協働の体制 60

第1章 推進計画の趣旨

1 推進計画(後期)の策定趣旨

世田谷区では、社会における様々な障壁をなくすにとどまらず、すべての区民の基本的な人権が尊重され、自らの意思で行動し、あらゆる分野の活動に参加することができる社会を築くため、平成19年に「世田谷区福祉のいえ・まち推進条例」の理念を継承して発展させ、新たに「世田谷区ユニバーサルデザイン^{※1}推進条例」を制定しました。

世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（以下「推進計画」という。）は、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に基づいて、すべての区民が個人として尊重され、共に支えあいながら、将来にわたって活力に満ちた世田谷をつくりあげていくため、区と区民、事業者及び関係団体が協働しながら、だれにとっても利用しやすい生活環境の整備を推進していくための具体的な計画です。

推進計画は、平成21年3月に平成21年度から26年度までの6年間の計画期間として策定し、3年毎に見直しを行い、より一層的確に目標を実現するために事業推進を図ることとしております。

世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画（後期）（以下「後期推進計画」という。）は、前期期間におけるユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップ^{※2}（点検・評価・改善）の取組み成果を反映すると共に、区民のライフスタイルの変化に伴う区政運営の見直しを踏まえた平成22年度の政策点検方針に基づく各事業の取組み状況との整合を図り、施策・事業と主な取組み内容・方法等について検討、見直しを行いました。さらに、世田谷区民意識調査の結果や東日本大震災を始めとする社会環境の変化に対応し、「防災」、「利用者の声」、「施策事業の効率化と質の向上」等を踏まえて、平成24年度から26年度までを計画期間とする「後期推進計画」を策定しました。

※1 ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、能力等に関わらず、できるだけ多くの人が利用しやすい生活環境にする考え方です。

区では、ユニバーサルデザインに基づいて、公共的施設及び住宅の構造、設備等並びに情報及びサービスの提供について適切な措置をとり、生活環境の整備を進めていきます。

一方、これまでのバリアフリーの取組みは、高齢者や障害者等が生活を営む上で様々なバリア（物理的、制度、文化・情報、意識など）のすべてを取り除くことを目的としていました。

バリアフリーの取組みをさらに一歩進め、あらかじめ多様なニーズを想像し、「バリアを最初から作らない」、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインに基づいて、様々な施策に取り組んでいきます。

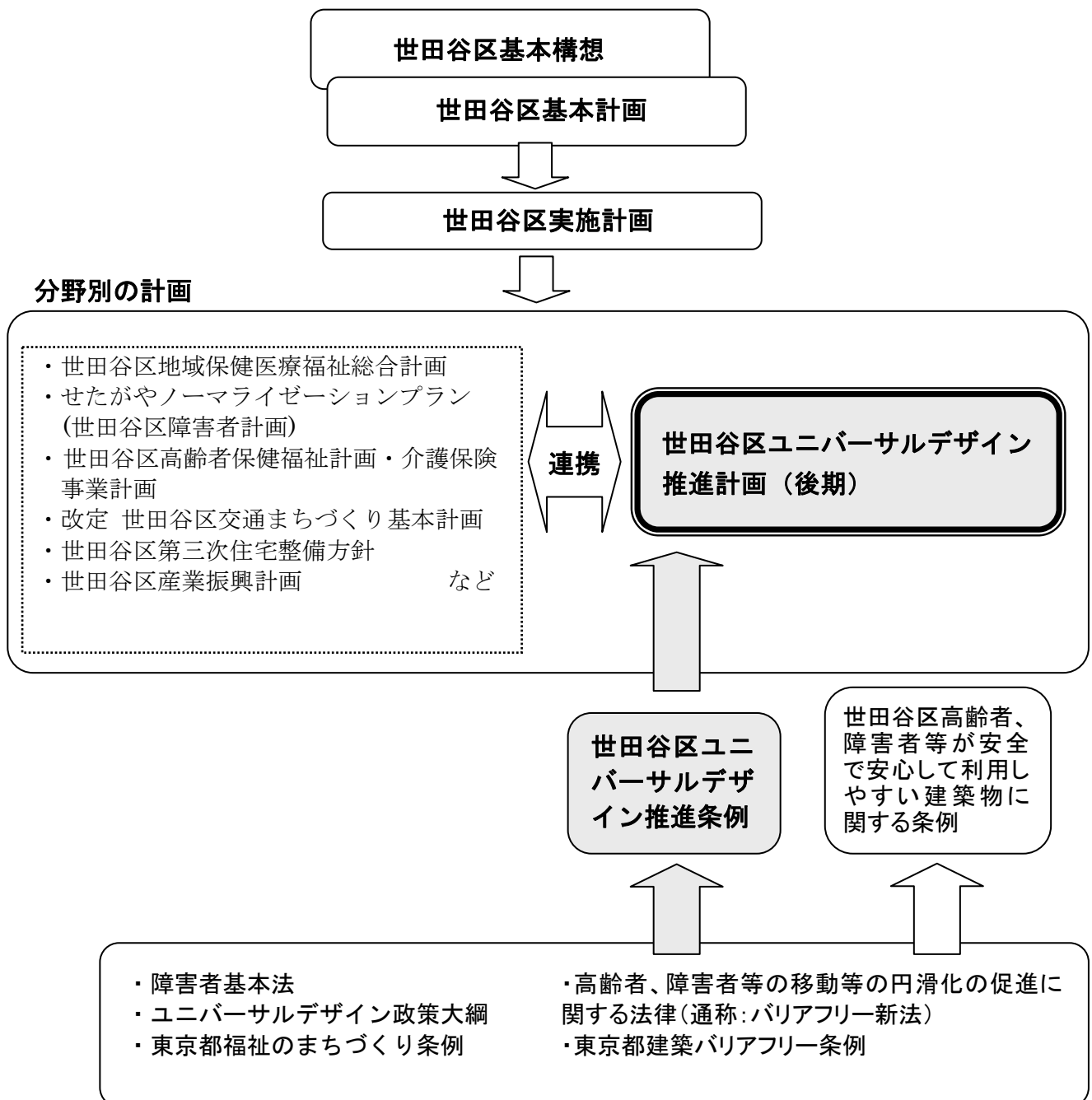
※2 スパイラルアップ

事前検討、計画作りの段階から区民・利用者が参加し、多様なニーズを明らかにしながら「事前検討・計画⇒実施⇒事後評価⇒改善」の手順を繰り返し、ユニバーサルデザインのまちづくりの段階的・継続的な発展をめざしていく方法です。

2 計画の位置づけと期間

2-1 計画の位置づけ

「後期推進計画」は、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第7条第1項を根拠とし、区の基本構想を踏まえ、各種計画と連携しながら、世田谷区基本計画の将来目標である「魅力あふれる 安全・安心のまち世田谷」を実現するために、ハード、ソフトの両面から、生活環境の整備に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な計画です。



2-2 計画に定める事項

後期推進計画は、「生活環境の整備に関する目標」、「生活環境の整備に関する重点施策」、「その他生活環境に関する重要な項目」を定めます。

ここでいう生活環境の整備は、以下のとおりです。

- (1) 公共的施設^{※2}及び住宅の構造、設備について整備すること
- (2) 情報及びサービスの提供について適切な措置をとること

※2 公共的施設

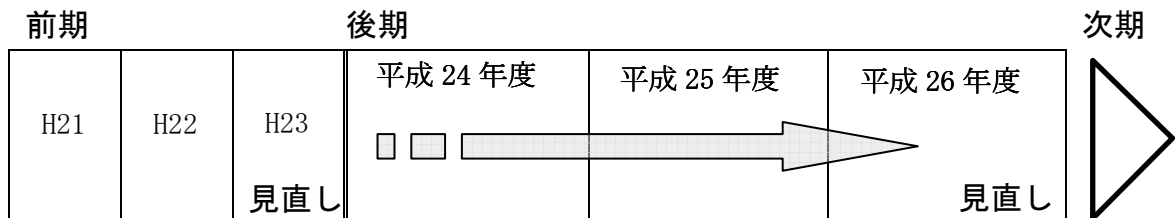
官公署の事務所等の公共施設、病院、劇場、集会場、物品販売業またはサービスを営む店舗、鉄道の駅、学校、道路、公園その他の不特定または多数の者が利用する施設で世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則により定めるもの。

2-3 計画の期間

後期推進計画は、平成24年度から26年度までの目標を定めるものとします。

また、実施計画や他の分野別計画との整合を図ります。

なお、平成26年度を初年度とする新たな基本構想及び基本計画の策定に伴い、平成26年度の年次別計画について、整合が必要な場合は、今後見直し等を行います。



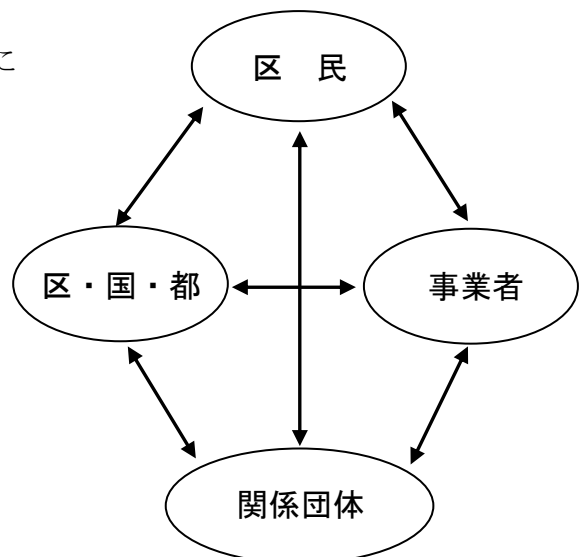
2-4 取組みの主体

区は、区民、事業者及び関係団体^{※3}並びに国・都などの機関と連携して生活環境の整備に関する施策や事業に取り組みます。

それぞれが、主体的に取り組む事で、多様なテーマにきめ細かく対応していくことができます。

※3 関係団体

高齢者・障害者等の団体、区民の団体、NPO、町会、自治会、商店街・会など暮らしやまちづくりに関わる団体を総称しています。



第2章 ユニバーサルデザイン推進計画の主な取組みと課題

推進計画に掲げた基本方針に基づき、前期推進計画で取り組んだ施策・事業の主な内容と今後の課題を整理し、後期推進計画における施策・事業及び年次別計画を定めて取組みを進めていきます。

1 すべての人が、できることから取り組む

【前期推進計画の主な取組み】

ユニバーサルデザインは人々の生活のあらゆる場面に関わりがあります。安全で快適な生活を実現していくためには、一人ひとりが身近な生活の中でユニバーサルデザインに取り組むことが求められます。行政だけでなく、区民や事業者、関係団体などがそれぞれの役割を果たし、地域の力を高めていくことが必要です。

前期推進計画では、区民、事業者、区職員がユニバーサルデザインの考え方について理解を進めるためのハンドブックを区民参加のワークショップで作成し、講座や研修会、イベントなどで普及・啓発を行いました。

平成 23 年 6 月に実施した「世田谷区民意識調査 2011」では、ユニバーサルデザインの認知度について尋ねたところ、「よく知っている」と「少し知っている」とを合わせて 5 割強（54.2%）となっています。

引き続き、ユニバーサルデザインへの理解促進の取組みを進めていきます。

【施策の課題】

（1）ユニバーサルデザインの理解促進

- ・新しい考え方であるユニバーサルデザインの理解と普及の促進。
- ・区民、事業者及び関係団体の各々が取り組むべき目的や意義、具体的な役割について分かりやすい情報提供と、意識啓発や普及の促進。

（2）区民の取組みへの支援

- ・区民が、ユニバーサルデザインの活動を進める際の人的・技術的な支援。

（3）交流・協働の場づくり

- ・ユニバーサルデザインの普及・活動を身近な地域で実践できる協働の場づくり。

2 気づきと思いやりの心を育てる環境をつくる

【前期推進計画の主な取組み】

各事業担当課が行うユニバーサルデザインに関連したイベントを「リレーイベント」としてつなげてPRし、多くの区民の参加により、ユニバーサルデザインへの理解、普及を進めました。

イベントでは、ユニバーサルデザインハンドブックで使用したイラスト・キャラクターをイベントブースの装飾や参加者への景品に活用するなど、子どもにも興味を持ってもらえる工夫を行い、ユニバーサルデザインを知っていただくきっかけとしました。

また、「だれもが楽しめる、参加できる」イベントや講演会等とするために、多様なお客様の対応事例をまとめた「イベントガイドブック」を区民参加のワークショップで作成し、活用を図りました。

さらに、小学校から要請を受けて出張講座を実施しました。出張講座では、キャラクターを使ったクイズや、ユニバーサルデザインの製品を触って確かめられるように見本を用意したり、区立施設の多機能トイレ見学などを盛り込んだ内容とし、ユニバーサルデザインを考えるきっかけとしました。

「世田谷区民意識調査 2011」の結果では、ユニバーサルデザインの整備を進めていく上で、優先して行う取組みについて尋ねたところ、「ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発」と「学校や講座などのユニバーサルデザイン教育の実践」とを合わせると 27.3%となっています（3つまで選択）。

継続したイベントや区民が行う学習会等の場に出向いての出張講座の実施などにより、ユニバーサルデザインへの理解と促進の取組みを進めていきます。

【施策の課題】

（1）ユニバーサルデザイン教育の実践

- ・他者に対する気づきと思いやりの心を育むために、生涯学習や小・中学校の教育活動等でユニバーサルデザインを学習する機会を増やすカリキュラムの構築や教材の充実。

（2）区職員の研修強化

- ・区職員が自らユニバーサルデザインを理解し、普及ができる研修の充実。

（3）多様な機会を利用した啓発の実施

- ・区民へのユニバーサルデザインの普及について、全区的な運動として継続的なイベントの開催や多様な学びの機会としての出張講座の実施など。

3 計画策定のプロセスを大事にし、区民の声を反映する

【前期推進計画の主な取組み】

ユニバーサルデザインは、できる限り多くの利用者の声を聞き、それを次の整備や改修・改善に反映させていく過程がきわめて大切です。

前期推進計画では、実施した34の施策・事業について、点検、評価、改善につなげられる取組みを行いました。具体的には、各事業担当課で1年間の取組みの成果及び今後の課題・目標を整理し、取組みの成果等について世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会よりの講評・提案、区民意見等を踏まえて、個々の事業のスパイラルアップを図ってきました。

また、改築した区立施設をモデルに区民参加のワークショップで施設点検し、「ユニバーサルデザインによる魅力ある建物づくり」としてまとめ、ユニバーサルデザインを考慮した施設整備の参考としました。

さらに、ユニバーサルデザインの取組みを推進するため、庁内の横断的組織としてユニバーサルデザイン推進委員会及び同委員会幹事会を設置しました。

【施策の課題】

(1) 利用者等の声を次の整備や改修・改善に反映させる仕組みや体制の確立

- ・計画段階から評価・検証まで多くの区民の意見を継続的に把握し、次の計画に反映する手法の検討、仕組みや体制の確立。

(2) 利用者等の声を聞くための多様な手法の確立

- ・積極的にワークショップに参加したり自ら意見を発信したりすることが困難な利用者のため、多様な手法を用意し「声なき声」にも耳を傾け、情報を収集し、共有、活用すること。

(3) 継続的に利用者等の声を事業に反映できる組織づくり

- ・区民参加の過程を、区の各事業に適切に取り込むため、全庁的に事業の進行管理を統括していく組織・体制の継続。

4 目標を定め、だれもが利用しやすい施設整備を推進する

4-1 公共施設の整備

【前期推進計画の主な取組み】

学校施設を含む公共施設について、ユニバーサルデザイン推進条例及びバリアフリー建築条例に基づき、新築・改築及び大規模改修に合わせて条例の整備基準に適合するように改善に取り組んで来ました。

既存施設の改善については、「区立施設バリアフリー整備方針（平成18年度）」に基づいて、計画的に費用対効果等を勘案しながら84施設の改修を行いました。

学校施設では、13校の改築と、改修工事で6校にオストメイト対応設備を備えた多機能トイレの整備を行いました。

「世田谷区民意識調査2011」の結果では、ユニバーサルデザインの整備を進めていく上で、優先して行う取組みについて尋ねたところ、「区施設や学校のユニバーサルデザインの整備推進」が15.4%となっています（3つまで選択）。

【施策の課題】

（1）ユニバーサルデザインの視点による整備の推進

- ・施設管理者がユニバーサルデザインを十分に理解した上での施設整備。

（2）学校施設のユニバーサルデザイン

- ・既存の体育館など災害時の施設利用としての役割も考慮に入れた検討。

4-2 民間施設の整備

【前期推進計画の主な取組み】

ユニバーサルデザイン推進条例の整備基準に適合した整備となるように、基準を分かりやすく解説した「施設整備マニュアル」を発行すると共に、整備項目や適合証について分かりやすく記載したパンフレットを作成し、普及に努めました。

さらに、適合証取得件数の増加をめざして、整備基準に適合した施設、遵守基準を満たした施設をホームページで公表しました。

区民の身近な利用施設である小規模店舗等の既存建築物のバリアフリー化整備の促進について、整備費用の一部助成を行うと共に、具体的な整備事例や助成制度の手続きを分かりやすく記載したパンフレットを作成し、助成制度の活用促進に努めました。助成件数は2件でした。また、区内各商店街団体に対して、新パンフレットを配布し、助成制度の周知を行いました。

「世田谷区民意識調査2011」の結果では、ユニバーサルデザインの整備を進めていく上で、優先して行う取組みについて尋ねたところ、「民間施設のユニバーサルデザインの整備推進」が7.3%、ユニバーサルデザインの整備で優先して行うべき場所・設備については、「商店の入口のスロープ設置」が5.3%となっています（3つまで選択）。

【施策の課題】

(1) 義務化の対象建築物の規模と用途の検討

- ・建築物のユニバーサルデザインによる整備の実効性を確保することや、生活を楽しむ施設（娯楽・遊技施設等）も義務化の対象とするなど、対象建築物の規模と用途の検討。

(2) 建築主、事業者等の生活環境の整備に関する意識向上

- ・新築・増築または既存建築物で、整備基準・遵守基準に適合した施設の増加。

(3) 小規模店舗の改修促進

- ・小規模店舗等の既存建築物の改修促進について、助成制度の周知や意識啓発。

4-3 住み続けられる住宅づくり

【前期推進計画の主な取組み】

少子・高齢社会の進展の中で、長く使い続けられる住宅の整備が国の重要な施策となっています。

区は、公営住宅ストック総合活用計画に基づき、8団地の1階空き住戸・8戸の高齢者対応住戸改修を行いました。

併せて、独立行政法人都市再生機構、都住宅供給公社が所有する団地や都営住宅の建替え時に、建物のユニバーサルデザインによる整備と高齢者・障害者等に向けた住戸の設置を要請しています。

民間住宅のユニバーサルデザインによる整備としては、1,000㎡以上または20戸以上の集合住宅に対して、ユニバーサルデザイン推進条例の整備基準を適用し、一定の水準をめざしています。

高齢者の住宅改造費助成は、平成21～22年度で187件、障害者の住宅改造費助成は128件行いました。

また、住まい・まち学習セミナー「家づくりのルール」や住宅課総合啓発事業「楽々住ミナール」を開催し、ユニバーサルデザインの普及に努めました。

「世田谷区民意識調査2011」の結果では、ユニバーサルデザインの整備を進めていく上で、優先して行う取組みについて尋ねたところ、「住宅のユニバーサルデザインの整備促進」が3.7%となっています（3つまで選択）。

【施策の課題】

(1) 公営住宅のユニバーサルデザイン推進

- ・現在1階部分のみ対象にしている住戸内のバリアフリー改修を、全ての階の住戸内におけるバリアフリー改修への検討。

(2) 民間住宅内部のユニバーサルデザイン推進

- ・高齢者や障害者等の個人の状況に応じた住宅内部の整備や、予防型の改造についての対策推進。

(3) 相談体制の充実

- ・区民が実施するバリアフリー工事の計画、発注や工事内容等について、区の相談体制の充実。
- ・住宅のバリアフリー情報の普及啓発や講座の開催など、住宅改造に関する情報提供。

4-4 公共交通施設の整備

【前期推進計画の主な取り組み】

だれもが利用しやすい公共交通をめざして鉄道事業者と連携を取りながら、鉄道駅にエレベーター等の整備を促進しています。平成22年度には、区内41駅中、40駅でエレベーター等の整備が完了しました。エレベーターが未整備である下北沢駅については、現在、施行中の連続立体交差事業によりエレベーターが整備される予定です。

公共交通不便地域（鉄道駅から半径500m以上及び、バス停留所から半径200m以上の区域）の解消のためのコミュニティバス導入に向けて、バス事業者への働きかけや、走行環境・走行空間支援を引き続き行いました。

特に、祖師谷・成城循環路線では、高齢者のシルバーパス利用率が47%と高く、高齢者の外出支援にも役立っています。

バス利用環境の整備では、13か所・15基のベンチの設置、6基の上屋設置の補助事業を実施し、ユニバーサルデザインによる整備を進めました。

移動困難者の支援については、車いす用タクシー補助券事業や福祉有償運送を行う法人への支援により、福祉移動サービス^{*2}事業者の参入を促進し、46事業者（平成20年度末）から55事業者（平成22年度末）になりました。

「世田谷区民意識調査2011」の結果では、ユニバーサルデザインの整備を進めていく上で、優先して行う取り組みについて尋ねたところ、「電車やバスなどの公共交通機関と駅・バス停のユニバーサルデザインの整備推進」が37.9%、ユニバーサルデザインの整備で優先して行うべき場所・設備については、「駅のエレベーター・エスカレーターの設置」が44.7%と、いずれも第1位となっています（3つまで選択）。

【施策の課題】

(1) 公共交通施設等における整備の推進

- ・鉄道駅のエレベーターやエスカレーターの設置を進めると共に、他の交通機関への乗り換え経路やバス停、その周辺の道路や歩道、車両等における段差解消、情報サインの充実等、ユニバーサルデザインによる整備の継続的な推進。

(2) 公共交通不便地域への取組み

- ・公共交通不便地域などにおけるコミュニティバスの導入など、多様な交通手段の確保。

(3) 移動困難者のための交通手段の確保

- ・高齢者や障害者が自立して移動でき、社会活動に参加できる福祉移動サービスの充実。

※2 福祉移動サービス

公共交通機関の利用が困難な方が外出する際、車いすでも対応可能な車両などを活用し、移動を手伝うサービスです。

4-5 安全で快適な歩行空間づくり

【前期推進計画の主な取組み】

歩道の 신설、視覚障害者誘導用ブロックの敷設、電線地中化、放置自転車・不法占有物件の撤去、自転車等駐輪場の整備を進め、だれもが安全で安心して歩ける快適な歩行空間の整備を推進しました。

また、自転車が走行しやすい車道（ブルーゾーン）設置により歩道内の自転車通行量を減少させる社会実験を進めると共に、交通安全普及啓発イベントでは多様な歩行者に配慮した自転車走行マナーの周知にも努めました。

「世田谷区民意識調査 2011」の結果では、区民・事業者・行政が力を合わせて推進していく重点的取組み「リーディングプロジェクト」のうち、共感できるものについて尋ねたところ、「身近で利用しやすい道路・交通環境の整備」が 69.1%、「だれもがまちに足を運びたくなる安全・便利な歩行空間の整備」が 61.3%となっています（〇はいくつでも可）。

さらに、ユニバーサルデザインの整備を進めていく上で、優先して行う取組みについて尋ねたところ、「安全で快適な歩行者空間・歩道の整備」と「自転車走行環境の整備」とを合わせると 68.6%となっています（3つまで選択）。

【施策の課題】

(1) 安全で快適な歩行者空間の形成

- ・人が中心の生活環境の整備に向けて、歩道の確保、歩車道の分離、歩車共存の道路整備など道路状況にあわせた安全な歩行者空間の整備。

(2) 歩行者空間のユニバーサルデザインによる整備の推進

- ・歩道のユニバーサルデザインによる整備、電線類地中化の計画的な整備。

(3) 自転車走行環境の整備

- ・歩行者と自転車利用者が安全に移動できるように、自転車の走行空間・環境の整備。

(4) 放置自転車・バイク対策の充実

- ・区民、鉄道事業者、商店街・会、警察、区が協力して取り組む、自転車等駐車場の整備、安全な自転車利用の普及・啓発、放置自転車・バイク等の対策の充実。

4-6 公園や水辺づくり

【前期推進計画の主な取組み】

公園整備として、4か所の公園を新設、4か所の公園を改修しました。公園の改修では、公園の入口や公園内の段差解消、トイレの改修等を行い、ユニバーサルデザインに基づいた誰もが使いやすい公園としました。公園整備をきっかけに、区と管理協定を結び公園清掃を近隣住民が行うようになった事例もありました。

また、深沢の杜緑地では、だれもが既存の緑や池を眺められるように、水辺の入口や園路の整備に努めました。

公園の基本設計や改修計画にあたり、アンケート、検討会、ワークショップを実施したり、「公園ニュース（子ども向け）」を作成・配布して、意見・要望の収集や情報の発信に努めました。

「世田谷区民意識調査 2011」の結果では、ユニバーサルデザインの整備を進めていく上で、優先して行う取組みについて尋ねたところ、「公園やまちの中のだれでも使える多機能トイレの設置」、「公園内の段差解消」、「公園内などの車いすで使える水飲器の設置」を合わせると 33.8%となっています（3つまで選択）。

【施策の課題】

(1) 地形や地域特性に応じた公園整備

- ・一人でも多くの人を楽しめる公園整備。

(2) だれもが楽しめるきめ細やかな公園づくり

- ・草花など各人が各様に体感できる体験型の公園などの整備。

(3) 区民の参加による公園整備と管理

- ・区民の参加を得て、だれもが利用しやすい公園づくりや管理運営の体制整備。

(4) 水辺のユニバーサルデザイン

- ・人々に潤いや安らぎをもたらす憩いの場として、子どもから高齢者、障害者等のだれもが楽しめ、ふれあえる水辺の整備。

5 だれもが安全で、たのしく快適に暮らせる地域を実現する

5-1 ユニバーサルデザイン環境整備推進地区の取組み

【前期推進計画の主な取組み】

平成11年に各総合支所に1か所の推進地区を指定し面的な整備に取り組んできました。また、平成22年度には、「身近な推進地区・千歳烏山駅周辺地区」を指定し、現在、5つの推進地区と、身近な推進地区1か所で区民と事業者及び関係団体、区との協働により、整備を推進しています。

平成22年6月に、推進地区の指定及び推進地区内における公共的施設及び集合住宅の生活環境の整備について検討等をするために、総合支所ごとにユニバーサルデザイン環境整備推進プロジェクト会議を設置する要綱を定めました。

(1) 区役所周辺地区

視覚障害者誘導用ブロックの新たな設置や改修、横断歩道の新設、横断歩道へのエスコートゾーンを設置するなどの整備を行いました。

(2) 梅ヶ丘駅～豪徳寺駅・山下駅周辺地区

視覚障害者誘導用ブロックの劣化状況、音響式信号機の運用状況、梅丘公衆便所への視覚障害者誘導用設備の状況を調査しました。また、視覚障害者誘導用ブロックの改修を順次、実施しています。

(3) 深沢1～4丁目周辺地区

呑川緑道の荒れて歩きにくくなった路面を、だれもが歩きやすいように改修工事を行いました。

(4) 成城学園前駅周辺地区

砧総合支所庁舎の建替えに合わせて、南側の敷地と歩道を一体の整備としました。また、成城学園前駅北口のバス降車場から横断歩道までの間に視覚障害者誘導用ブロックを設置しました。

(5) 千歳烏山駅～芦花ホーム周辺地区

住民、事業者、行政の協働の場「烏山ネット・わあーく・ショップ」を中心として、身近な推進地区の指定に向けた千歳烏山駅周辺の課題整理と指定範囲の検討を行いました。また、平成21・22年には、都立蘆花恒春園で地域の団体と協働（NPO提案型協働事業）して、「だれでも災害避難村スタンプラリー」イベントを開催し、災害時のユニバーサルデザインを考えるきっかけとなる普及・啓発活動に取り組みました。

(6) 身近な推進地区・千歳烏山駅周辺地区

平成22年度に「東京都ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業」（平成22～24年度の補助事業）を活用し、駅前周辺の約0.5平方キロメートルの範囲を「身近な推進地区・千歳烏山駅周辺地区」に指定しました（身近な推進地区指定の期間は、平成22～25年度）。整備内容は、駅前の商店街通りの改修では、車道と歩道の高低差を小さくしたセミフラット構造や駅周辺のサイン整備、商

店主・従業員を対象としたユニバーサルデザインによる接客研修等を実施しています。

【施策の課題】

(1) 推進地区を協働で推進するための取組みの構築

- ・ユニバーサルデザインのまちづくりを実現していくために、推進地区の取組みの一つとして、身近な地域での推進地区の検討。

(2) 推進地区の検証と新たな展開

- ・優先的に整備する地区として、面的整備を効果的に推進するため、事業間の連携や支援策、他の制度の活用。

(3) 地域で参加のまちづくりを実現する協働の場づくり

- ・推進地区及びユニバーサルデザインを区民、事業者や関係団体と区の協働により発展・継続させていく場、また、地域のきずなを大事にする場をつくり、区と区民、事業者、関係団体が連携して地域の力を高めていく。

5-2 安心して出かけられるトイレ・ベンチ等の環境整備

【前期推進計画の主な取組み】

公園のトイレ6か所をユニバーサルデザインに対応した多機能トイレに改修しました。また、公園、緑道に「お散歩ベンチ」を28基設置しました。

バス利用環境施設の整備促進の取組みでは、バス停留所にベンチを13か所・15基を設置しました。

商店街では、多摩産の木材を利用したベンチを作製し、歩道上に設置しました。また、「せたがや福祉100人委員会」の部会の実践活動で商店街と連携し、5つの店先に「いつでもどうぞ 赤いイス」と表示しただれでも利用できるイスを設置しました。

北沢地域では、トイレとベンチの設置の取組みを掲載した冊子を活用し、町会や商店街に設置等の働きかけを行いました。

「世田谷区民意識調査2011」の結果では、ユニバーサルデザインの整備を進めていく上で、優先して行う取組みについて尋ねたところ、「だれもが楽しめる公園の整備」、「まち中での休憩所の整備推進」を合わせると21.1%となっています（3つまで選択）。

【施策の課題】

(1) 街（まち）中でのトイレの充実

- ・都の「とうきょうトイレ整備事業」の活用も視野に入れた設置。

(2) トイレやベンチの情報提供

- ・トイレやベンチの設置個所の情報についての区民周知。

6 ユニバーサルデザインによる情報とサービスの提供を推進する

6-1 やさしく、分かりやすい情報の提供の取組み

【前期推進計画の主な取組み】

だれにでも分かりやすいホームページをめざして、平成 22 年度に J I S（日本工業規格）等に基づいて区ホームページのトップページを改善しました。

聴覚障害者との情報媒体（ツール）である筆談器を、平成 21 年度に出張所、まちづくりセンター、保健福祉領域の窓口 51 箇所を設置しました。また、区役所窓口に通 1 回、配置していた手話通訳者の待機日を、平成 22 年度からは、月曜日から金曜日までの週 5 回（午前 9 時から正午まで）に増やしました。

イベントや講演会等を主催する方向けに、ユニバーサルデザインの配慮事項を盛り込んだ「イベントガイドブック」を作成し、各事業担当課や区内商業団体等への配布により、普及・啓発に努めました。また、イベント開催時に、聴覚障害者等への情報保障として、パソコンとプロジェクターを用いて文字を投影する文字通訳を試行導入しました。

区からの情報伝達手段として、災害・防犯情報メール配信サービスやエフエム世田谷等の普及・啓発に努め、平成 22 年度末の災害・防犯情報メール配信サービスの登録者は、31,900 人となりました。また、東日本大震災を契機にツイッターによる災害情報発信も開始しました。

エフエム世田谷による情報発信の強化として、平成 22 年度より「防災インフォメーション」番組の放送を開始しました。また、外国人向けの情報番組として「Happy Life Setagaya」の放送を開始し、番組の中で外国人向け防災情報も発信しています。

「世田谷区民意識調査 2011」の結果では、ユニバーサルデザインの整備を進めていく上で、優先して行う取組みについて尋ねたところ、「災害時の多様な情報伝達の仕組み作り」が 25.3%となっています（3 つまで選択）。

【施策の課題】

（1）様々なニーズに対応した情報の提供方法の検討

- ・窓口でのコミュニケーションなど様々なニーズへの対応。
- ・「視覚情報のユニバーサルデザインガイドライン」の見直しを進め、新たな情報の提供やサイン設置等の検討。
- ・視覚障害者が情報を入手するために有効な機器類の普及。
- ・多様な情報媒体（ホームページ、音声案内、文字案内、メール配信など）をいつでも提供できる環境整備。

（2）災害時の情報提供の検討

- ・災害時における、区民への緊急情報の周知、伝達のあり方。

6-2 ユニバーサルデザインによるサービスの浸透

【前期推進計画の主な取組み】

質の高い窓口サービス、接遇の向上をめざして、「窓口応対向上マニュアル」を活用し、新入職員研修や接遇向上研修等を実施しました。

ユニバーサルデザインの理念を織り込んだ職員向けの職層研修や接遇研修を実施しました。また、平成21年度に「視覚障害からみる設計・施工」のテーマで視覚に障害のある講師を招き、職員向けのユニバーサルデザイン研修を実施しました。

サービスを提供するお店の方が、様々なお客様への対応の方法や事例を分かりやすくまとめた「サービスポケットブック」を区民参加のワークショップで作成しました。サービスポケットブックは、区内商店街やイベントで配布し、普及・啓発に取り組みました。

【施策の課題】

(1) できることからすぐに取り組む

- ・身近に経験した様々な情報や気づいたことなどを、職場内などで共有し、実践すること。

(2) きめ細やかなサービス提供

- ・ユニバーサルデザインによるサービス^{※3}の考え方を全庁的に実践する仕組みづくりの検討。

(3) 区民、事業者、区職員の意識向上の促進

- ・ユニバーサルデザインによるサービスを実現するために、区職員の積極的な意識向上と、区民や事業者への働きかけ。

※3 ユニバーサルデザインによるサービス

施設や物の障壁（バリア）をなくすといったハード面の整備だけでなく、それらに加えて人的なサービスや、やさしさや思いやり、目配り・気配りなどの配慮といったユニバーサルデザインの心を持ったサービス、情報提供やコミュニケーションなどを、年齢、性別、国籍、能力等に関わらずすべての人に提供することです。

第3章 計画の目標と基本方針

1 計画の目標

目標 1

すべての人の人格と個性が尊重され、社会のあらゆる活動に参画し、自己実現できる地域社会をめざす。

目標 2

だれもが利用しやすい生活環境の整備を推進し、安全で安心して快適に住み続けることができる“まち”をめざす。

この目標を分かりやすく表現した標語です。

だれもがユニバーサルデザインの視点と心でまちづくり

2 基本方針

目標を達成するために、より具体的にめざすべき方向を明らかにする6つの方針です。

1 すべての人が、できることから取り組む

区民、事業者、関係団体や区が、職場や身近な生活の中でできることを見つけ、自らユニバーサルデザインに取り組んで行ける環境をつくります。

2 気づきと思いやりの心を育てる環境をつくる

区民の交流・活動の場や学習の機会をつくり、区民、区職員の意識啓発に取り組みます。

3 計画策定のプロセスを大事にし、区民の声を反映する

ユニバーサルデザインでは、すべての人を前提とした「相互理解」、実践と継続のための「仕組み」及び「人材育成」が重要であり、そのための区民参加のプログラムを構築します。

4 目標を定め、だれもが利用しやすい施設整備を推進する

多様なニーズに対応でき、だれもが自由な移動や利用によって負担なく社会活動に参画できるよう、目標を定め生活環境の整備を推進します。

5 だれもが安全で、たのしく快適に暮らせる地域を実現する

ユニバーサルデザインのまちづくりを実現するにあたって、「推進地区」は、身近な地域で継続的に取り組む場として重要な役割を担っており、関係所管との連携により積極的に生活環境の整備を推進します。

6 ユニバーサルデザインによる情報とサービスの提供を推進する

だれもが平等に情報を受けられるように、情報伝達の手法の多様化を進めると共にだれもが平等にサービスを受けられるような仕組みづくりと、意識向上のための取り組みを進めます。

3 施策の体系

基本方針を3つの分野に分類し、次の施策・事業に取り組みます。

I みんなで取り組み、進める

- 1 すべての人が、できることから取り組む
 - (1) 区民、事業者及び関係団体への支援のプログラムの確立
 - (2) 活動団体等の育成・支援

- 2 気づきと思いやりの心を育てる環境をつくる
 - (1) ユニバーサルデザインの理念の普及

- 3 計画策定のプロセスを大事にし、区民の声を反映する
 - (1) ユニバーサルデザインの成果や結果の情報を集約・蓄積・共有・活用する仕組みの構築
 - (2) 整備を推進するための施策

II ユニバーサルデザインのまちをつくる

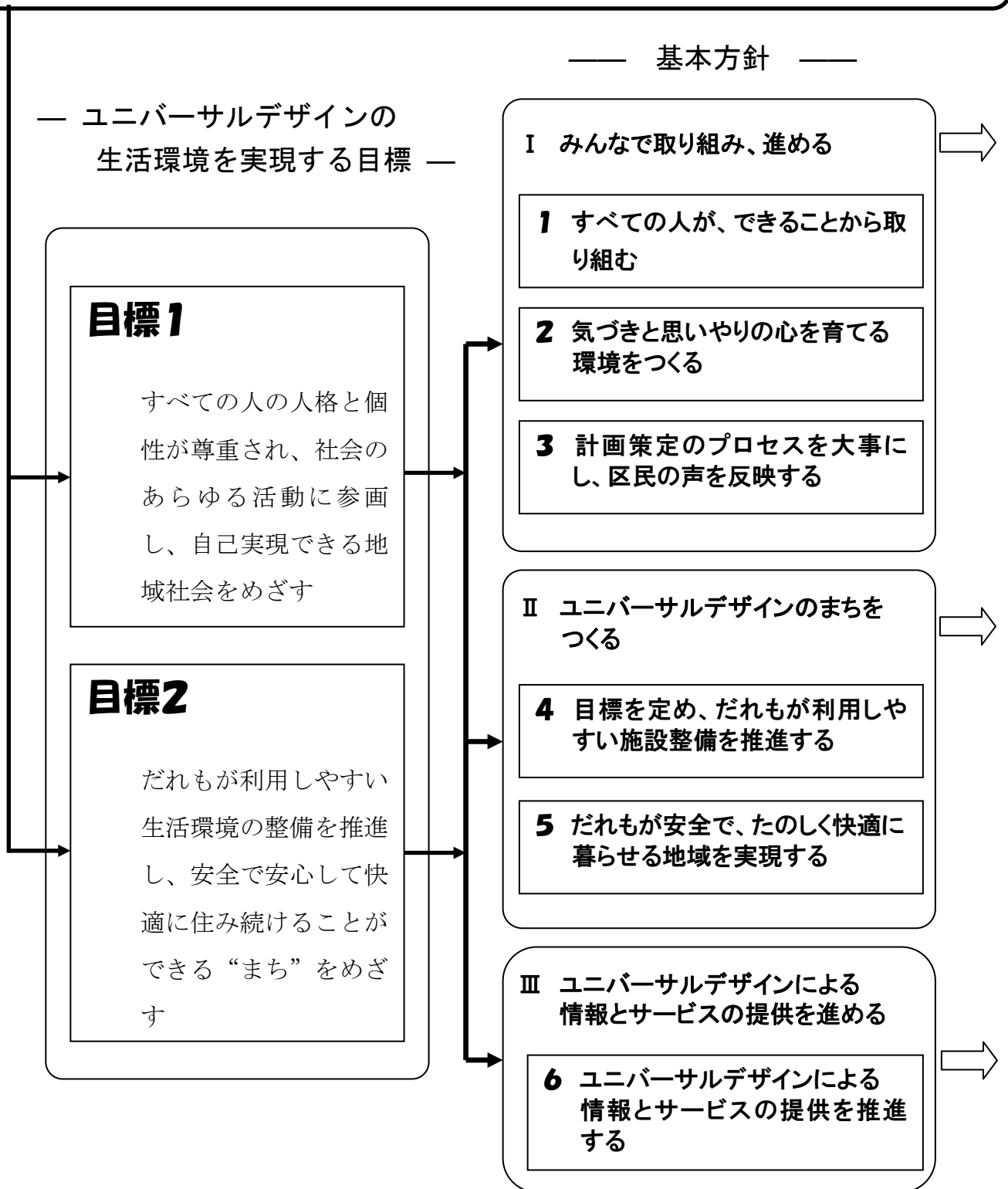
- 4 目標を定め、だれもが利用しやすい施設整備を推進する
 - (1) 公共施設の整備
 - (2) 民間施設の整備
 - (3) 住み続けられる住宅づくり
 - (4) 公共交通施設整備
 - (5) 安全で快適な歩行空間づくり
 - (6) 公園や水辺づくり

- 5 だれもが安全で、たのしく快適に暮らせる地域を実現する
 - (1) ユニバーサルデザイン環境整備推進地区の取組み
 - (2) 安心して出かけられるトイレ、ベンチ等の環境整備

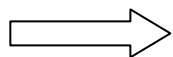
III ユニバーサルデザインによる情報とサービスの提供を進める

- 6 ユニバーサルデザインによる情報とサービスの提供を推進する
 - (1) やさしく、分かりやすい情報提供の取組み
 - (2) ユニバーサルデザインによるサービスの浸透

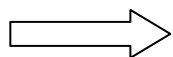
だれもがユニバーサルデザインの視点と心でまちづくり



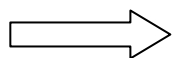
—— 施策・事業名称 ——



- 1 ユニバーサルデザインハンドブックの活用
- 2 ユニバーサルデザインフォーラム
- 3 ユニバーサルデザインリレーイベント
- 4 ユニバーサルデザイン出張講座
- 5 ユニバーサルデザイン情報コーナーの運営
- 6 ユニバーサルデザイン点検・評価・改善



- 7 区立施設のユニバーサルデザインによる整備の推進
- 8 学校施設のユニバーサルデザインによる整備の推進
- 9 図書館サイン整備の推進
- 10 整備基準等に適合した施設の公表
- 11 小規模店舗等のユニバーサルデザインによる改修の促進
- 12 住宅のためのユニバーサルデザインヒントブックの活用
- 13 公営住宅のユニバーサルデザインに基づく改修の推進
- 14 「住まいサポートセンター」におけるユニバーサルデザインの理解促進
- 15 高齢者・障害者の住宅改修支援
- 16 バス交通ネットワークの充実
- 17 公共交通のユニバーサルデザインの推進
- 18 公共交通施設のユニバーサルデザインによる整備の推進
- 19 安全な歩道づくり
- 20 自転車走行環境の整備と安全な利用の啓発
- 21 放置自転車等をなくす取組み
- 22 規模や特性に応じた公園緑地等の整備
- 23 推進地区の検討と推進
- 24 だれでも使えるトイレとベンチ等の休憩施設のネットワーク整備
- 25 災害用マンホールトイレの整備推進



- 26 視覚情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及
- 27 多様な情報媒体(ツール)の普及・活用の推進
- 28 災害時の情報伝達の仕組み
- 29 「ユニバーサルデザインによるサービスポケットブック」、「窓口対応向上マニュアル(職員向け)」の活用推進
- 30 ユニバーサルデザインの理念を織り込んだ研修・体験

4 施策の概要

I みんなで取り組み、進める

1 すべての人が、できることから取り組む

(1) 区民、事業者及び関係団体への支援プログラムの確立							
No.	施策・事業名称	新規	継続	重点	施策・事業に対する役割		
					区	区民・関係団体	事業者
1	ユニバーサルデザインハンドブックの活用		◆	★	作成して配布、普及させる	作成に参加し、暮らしの中で活かす	区民応対、接遇の中で活かす
(2) 活動団体等の育成・支援							
2	ユニバーサルデザインフォーラム		◆	★	フォーラムを企画、運営する(団体等との協働)	活動に参加し、まちづくりを実現する	区民活動への理解と協力を行う

2 気づきと思いやりの心を育てる環境をつくる

(1) ユニバーサルデザインの理念の普及							
No.	施策・事業名称	新規	継続	重点	施策・事業に対する役割		
					区	区民・関係団体	事業者
3	ユニバーサルデザインリレーイベント		◆		関連各課がイベントを企画し、実施する	関連イベントの企画運営に協力し、参加する	関連イベントに協力し、参加する
4	ユニバーサルデザイン出張講座		◆	★	講座を企画し、区民活動の場、学校等に出向く	講座に参加する	講座に協力し、参加する

3 計画策定のプロセスを大事にし、区民の声を反映する

(1) ユニバーサルデザインの成果や結果の情報を集約・蓄積・共有・活用する仕組みの構築							
No.	施策・事業名称	新規	継続	重点	施策・事業に対する役割		
					区	区民・関係団体	事業者
5	ユニバーサルデザイン情報コーナーの運営		◆	★	情報収集・蓄積・発信・相談を行う	情報を提供・活用し、まちづくり活動に活かす	情報を提供・活用し、整備や施設運営に反映させる

(2) 整備を推進するための施策							
No.	施策・事業名称	新規	継続	重点	施策・事業に対する役割		
					区	区民・ 関係団体	事業者
6	ユニバーサルデザイン点検・ 評価・改善		◆	★	仕組みを構築 し、運用する	点検・評価に参 加し、利用者の 視点から改善 提案を行う	仕組みを参 考に自らの取 組みを評価 し、改善する

Ⅱ ユニバーサルデザインのまちづくり

4 目標を定め、だれもが利用しやすい施設整備を推進する

(1) 公共施設の整備							
No.	施策・事業名称	新規	継続	重点	施策・事業に対する役割		
					区	区民・関係団体	事業者
7	区立施設のユニバーサルデザインによる整備の推進		◆	★	整備方針等に基づいて整備を進める	施設利用により、社会参加を促進する	区立施設の改善を参考に自らの施設の改善に活かす
8	学校施設のユニバーサルデザインによる整備の推進		◆		整備方針等に基づいて整備を進める	施設利用により、社会参加を促進する	区立施設の改善を参考に自らの施設の改善に活かす
9	図書館サイン整備の推進	●			計画に基づいて整備を進める	施設利用により、社会参加を促進する	区立施設の整備を参考に自らの施設の改善に活かす
(2) 民間施設の整備							
10	整備基準等に適合した施設の公表		◆		整備基準等に適合した施設を公表する	施設利用により、社会参加を促進する	適合施設の公表に協力し、利用者に周知する
11	小規模店舗等のユニバーサルデザインによる改修の促進		◆	★	制度の周知を強化し活用を促進させる	施設利用により、社会参加を促進する	バリアフリー整備に活用する
(3) 住み続けられる住宅づくり							
12	住宅のためのユニバーサルデザインヒントブックの活用		◆		作成して配布、普及させる	ヒントブックを活用し、住宅の理解を深める	ヒントブックを活用し、住宅を供給する
13	公営住宅のユニバーサルデザインに基づく改修の推進		◆	★	ユニバーサルデザインによる改修整備を推進する	住宅改修への理解を深める	区営住宅の改修を参考に民間住宅の改善に活かす
14	「住まいサポートセンター」におけるユニバーサルデザインの理解促進		◆		住宅に関する学習の場としての講座・研修会を開催する	講座・研修会に参加し、ユニバーサルデザインの理解を深める	講座・研修会に参加し、ユニバーサルデザインの住宅を供給する

No.	施策・事業名称	新規	継続	重点	施策・事業に対する役割		
					区	区民・関係団体	事業者
15	高齢者・障害者の住宅改修支援		◆		改善費用の助成、高齢者向け住宅整備の誘導等を行う	制度を活用し、住宅のバリアフリー改修を実施する	バリアフリー住宅ストックを拡大する
(4) 公共交通施設整備							
16	バス交通ネットワークの充実		◆		関係者と共にバス交通を検討し、バス交通不便地域の解消を図る	バス利用を促進する	バス交通不便地域の解消に協力する
17	公共交通のユニバーサルデザインの推進		◆	★	ノンステップバスの導入促進、福祉移動サービス事業者の参入促進を図る	福祉移動サービスの担い手として参加する	ノンステップバスの導入及び福祉移動サービス事業を区内で事業展開する
18	公共交通施設のユニバーサルデザインによる整備の推進		◆		バス停の上屋・ベンチ及び鉄道駅のエレベーター整備を促進する	バス及び鉄道利用を促進する	バス停の上屋・ベンチ及び鉄道駅のエレベーター整備を実施する
(5) 安全で快適な歩行空間づくり							
19	安全な歩道づくり		◆	★	歩行空間の整備、改善を推進する	迷惑駐輪、物品等を放置しないよう適正に使用する	沿道建築物等施設管理者は歩行空間整備に協力する
20	自転車走行環境の整備と安全な利用の啓発		◆	★	走行空間の整備と安全な利用を啓発する	安全な自転車利用に努める	走行空間の維持管理に協力する
21	放置自転車等をなくす取組み		◆		駐輪場の整備、放置自転車の撤去を行い、安全な利用を啓発する	自転車の安全な利用と、駐輪場を積極的に利用する	駐輪場の整備、維持管理に協力する
(6) 公園や水辺づくり							
22	規模や特性に応じた公園緑地等の整備		◆	★	利用者の声を活かし、だれもが利用しやすい公園等を整備する	公園等の整備に参加し、維持管理に協力する	区の整備を参考に公園整備を行う

5 だれもが安全で、たのしく快適に暮らせる地域を実現する

(1)ユニバーサルデザイン環境整備推進地区の取組み							
No.	施策・事業名称	新規	継続	重点	施策・事業に対する役割		
					区	区民・関係団体	事業者
23	推進地区の検討と推進		◆	★	面的な整備を区民と共に推進する	面的な整備の計画づくり、整備検討に参加する	推進地区における施設管理者は整備に努める
(2)安心して出かけられるトイレ、ベンチ等の環境整備							
24	だれでも使えるトイレとベンチ等の休憩施設のネットワーク整備		◆	★	トイレとベンチのネットワーク状況図の作成、整備促進、協力要請等を行う	区と共に整備の促進や協力要請を行う	だれでも使えるトイレとベンチの設置に協力する
25	災害用マンホールトイレの整備推進	●		★	災害時にだれもが使用できるトイレを整備する	体験使用などで整備の理解を深める	整備に協力する

Ⅲ 情報とサービスの提供を推進する

6 ユニバーサルデザインの情報とサービスの提供を推進する

(1) やさしく、分かりやすい情報提供の取組み							
No.	施策・事業名称	新規	継続	重点	施策・事業に対する役割		
					区	区民・関係団体	事業者
26	視覚情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及		◆	★	ガイドラインを庁内で活用し、区民に普及する	ガイドラインを活用し、視覚情報のユニバーサルデザインに取り組む	ガイドラインを活用し、視覚情報のユニバーサルデザインに取り組む
27	多様な情報媒体(ツール)の普及・活用の推進		◆		ユニバーサルデザインによる情報提供を充実する	多様な情報媒体(ツール)の活用と社会参加を促進する	事業活動でユニバーサルデザインによる情報提供を充実する
28	災害時の情報伝達の仕組み		◆		携帯電話機能やホームページなどを活用し、情報発信の普及をする	多様な情報媒体を活用して情報を収集する	情報発信の普及について協力する
(2) ユニバーサルデザインによるサービスの浸透							
29	「ユニバーサルデザインによるサービスポケットブック」、「窓口対応向上マニュアル(職員向け)」の活用推進		◆	★	ポケットブック、マニュアルを作成し、普及する	ポケットブックを活用し、ユニバーサルデザインによるサービスの理解を深める	ポケットブックを活用し、ユニバーサルデザインによるサービスを普及する
30	ユニバーサルデザインの理念を織り込んだ研修・体験		◆		職員研修の実施		

5 個別の施策内容

I みんなで取り組み、進める

No. 1	【施策・事業名称】 ユニバーサルデザインハンドブックの活用	新規	継続	重点施策
			◆	★
所 管 部	都市整備部			
ね ら い	だれもが暮らしやすい生活環境の整備をめざして、ユニバーサルデザインについて、区民、事業者、区職員の理解を促進する。			
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインハンドブックを、区民の学習機会や区職員の研修で活用し、ユニバーサルデザインの啓発を進める 各小・中学校等に配布し啓発を進める ユニバーサルデザインハンドブックの英語版作成や、配布先の拡大などを進める リレーイベント（No.3）、出張講座（No.4）、研修・体験（No.30）等で配布・活用する 			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年次別取組み	ハンドブックの活用（配布数） 3,000部 英語版ハンドブックの作成	ハンドブックの活用（配布数） 3,000部 英語版ハンドブックの活用	ハンドブックの活用（配布数） 3,000部 英語版ハンドブックの活用

I みんなで取り組み、進める

No. 2	【施策・事業名称】 ユニバーサルデザインフォーラム	新規	継続	重点施策
			◆	★
所 管 部	都市整備部、総合支所、生活文化部、産業政策部			
ね ら い	区民、事業者、区が連携し、情報交換を通じてユニバーサルデザインの円滑な活動を推進する。			
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインへの理解を深められる講座や体験会を企画し、地域や団体等の交流の機会をつくる ユニバーサルデザインにつながる活動をしている団体等と協働でユニバーサルデザインフォーラムやイベントを実施する ユニバーサルデザインフォーラムやイベントでの情報交換を通して、地域の団体、人材の育成・活動の支援を進める 区内商店街等にユニバーサルデザインを考慮した取り組みを行うよう働きかけを行う 			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年次別取り組み	実施 参加者数 年70人	実施 参加者数 年70人	実施 参加者数 年70人

I みんなで取り組み、進める

No. 3	【施策・事業名称】 ユニバーサルデザインリレーイベント	新規	継続	重点 施策
			◆	
所 管 部	都市整備部、総合支所			
ね ら い	区民、事業者、区のユニバーサルデザインの取組みを普及させる。			
取 組 み 内 容 ・ 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインに関連するイベントを継続的に実施する 各事業担当課でのイベント・催しの実施にあたり、ユニバーサルデザインの視点を入れる（テーマ設定、会場の選定、情報提供の方法等） 関連各課が連携し、ユニバーサルデザインのキャラクターを活用して、効果的な普及・啓発を行う 			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年次別取組み	実施	実施	実施

I みんなで取り組み、進める

No. 4	【施策・事業名称】 ユニバーサルデザイン出張講座	新規	継続	重点 施策
			◆	★
所 管 部	都市整備部、教育委員会事務局			
ね ら い	ユニバーサルデザインの理念、施策の内容、実現の方法や技術、取り組みの事例等を普及させる。			
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 区民等（商店街、企業など）の求めに応じて、出張講座を実施する ● 求めに応じて、生涯学習講座及び小・中学校の総合学習等で出張講座を実施する ● 学校支援コーディネーター※に対して、ユニバーサルデザインに関する情報提供を行い、学校の求めに応じた出張講座につなげる ● 受講者・団体に応じた講座プログラムを検討する <p>※特色ある教育活動を展開するために、地域の人材などを学校の教育活動に仲介する役割を担う人材</p>			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年次別取り組み	実施 出張回数 年5回	実施 出張回数 年5回	実施 出張回数 年5回

I みんなで取り組み、進める

No. 5	【施策・事業名称】 ユニバーサルデザイン情報コーナーの運営	新規	継続	重点 施策
			◆	★
所 管 部	都市整備部、政策経営部			
ね ら い	ユニバーサルデザインに関連した情報を収集・蓄積し、次の事業や整備に反映させる。			
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 工夫されたユニバーサルデザインの整備例や取組みの案内（イベントの紹介など）、課題等の情報を収集・蓄積し、ユニバーサルデザイン情報コーナーやホームページで公開する スパイラルアップの成果を活かし、ユニバーサルデザイン情報コーナーの充実を図る ユニバーサルデザイン製品を展示し、ユニバーサルデザインへの理解を促進し、相談に対応する 			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年次別取組み	運営・充実	運営・充実	運営・充実

I みんなで取組み、進める

No. 6	【施策・事業名称】 ユニバーサルデザイン点検・評価・改善	新規	継続	重点 施策
			◆	★
所 管 部	都市整備部			
ね ら い	ユニバーサルデザインに係る事業の取組み状況について、「事前検討・計画、実施、事後評価、改善」の手順を繰り返し、段階的・継続的な発展をめざす（スパイラルアップ）。			
取 組 み 内 容 ・ 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザイン環境整備審議会の付属機関であるユニバーサルデザイン環境整備審議会部会から、年 1 回、事業の取組み状況について講評・提案を受ける 公共施設等の整備について、施設をモデル的に抽出し、区民参加によるワークショップ等で事後評価を行う等、スパイラルアップの成果をユニバーサルデザイン情報コーナーで公表する ユニバーサルデザインアドバイザーの検討を行う ユニバーサルデザインに対する区民の意識調査を実施する 平成 21 年度からの推進計画に基づく取組みの成果をまとめ、次期推進計画策定につなげる 			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
年次別取組み	点検・評価の実施 区民参加による検証 アドバイザーの検討	点検・評価の実施 区民参加による検証 取組み成果のまとめ検討	点検・評価の実施 アンケート実施 取組み成果のまとめ ユニバーサルデザインの 理解度 後期 60%

Ⅱ ユニバーサルデザインのまちづくり

No. 7	【施策・事業名称】 区立施設のユニバーサルデザインによる整備の 推進	新規	継続	重点 施策
			◆	★
所 管 部	施設営繕担当部、都市整備部			
ね ら い	施設の改築・改修等により、だれもが利用しやすい区立施設の整備を推進する。			
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 「区立施設バリアフリー整備方針」に基づき、計画的に整備する ユニバーサルデザイン推進条例及びバリアフリー建築条例について、施設管理者・受託事業者に周知を図り、使い勝手の良い整備を進める ユニバーサルデザイン推進条例の整備基準に基づいて施設整備を推進する 改修にあたっては、ユニバーサルデザインによる整備の充実を図る 工事前・後に、施設利用者の声を聴き、次の改築・改修等に活かしていく 			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年次別取組み	区立施設のユニバーサルデザイン整備 34施設 改築等の実施	区立施設のユニバーサルデザイン整備 34施設 改築等の実施	区立施設のユニバーサルデザイン整備 34施設 改築等の実施

Ⅱ ユニバーサルデザインのまちづくり

No. 8	【施策・事業名称】 学校施設のユニバーサルデザインによる整備の 推進	新規	継続	重点 施策
			◆	
所 管 部	教育委員会事務局、施設営繕担当部			
ね ら い	改築・改修等により、だれもが利用しやすい学校施設の整備を推進する。			
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 「新たな学校施設整備基本方針」に基づき、計画的に年2校の改築・改修等を実施する ● ユニバーサルデザイン推進条例の整備基準に基づいて施設整備を推進する ● 改修にあたっては、ユニバーサルデザインによる整備の充実を図る ● ユニバーサルデザインの視点で、防災避難施設として使用する場合の利用ルートの整備を検討していく 			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年次別取組み	改築実施 2校 トイレ改修実施	改築実施 2校 トイレ改修実施	改築実施 2校 トイレ改修実施

Ⅱ ユニバーサルデザインのまちづくり

No. 9	【施策・事業名称】 図書館サイン整備の推進	新規	継続	重点施策
		●		
所 管 部	教育委員会事務局、施設営繕担当部			
ね ら い	だれもが使いやすく、親しみやすい図書館の整備を進める。			
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 世田谷区立図書館ビジョンに基づき、ユニバーサルデザインを取り入れたサイン整備を進める 			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年次別取組み	一部整備	一部整備	一部整備

Ⅱ ユニバーサルデザインのまちづくり

No. 10	【施策・事業名称】 整備基準等に適合した施設の公表	新規	継続	重点 施策
			◆	
所 管 部	都市整備部			
ね ら い	ユニバーサルデザイン推進条例の整備基準に適合した施設の増加を図り、だれもが利用しやすい施設整備をめざす。			
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 整備基準及び遵守基準に適合した施設をホームページなどを通じて公表する ● ホームページの充実、条例・整備基準、届出制度などの説明パンフレットの配布等による適合証交付制度の周知を行う ● 基準に適合した施工例をユニバーサルデザイン情報コーナーで公開し、適合に向けた工夫や多様な方法を紹介する ● 窓口指導等により、適合施設の増加、誘導を図る 			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年次別取組み	実施	実施	実施

Ⅱ ユニバーサルデザインのまちづくり

No. 11	【施策・事業名称】 小規模店舗等のユニバーサルデザインによる改修の促進	新規	継続	重点施策
			◆	★
所 管 部	都市整備部、総合支所、産業政策部			
ね ら い	身近な小規模店舗等のユニバーサルデザインによる整備を促進し、だれもが利用しやすい施設とする。			
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 小規模店舗等のユニバーサルデザインによる生活環境の整備を紹介し、経費の一部を助成して整備の促進を図る 区内商店街や医師会等へ「小規模店舗等バリアフリー改修助成制度」のパンフレット（平成23年3月発行）を配布し、制度の周知と普及を図る 商店街活性化施策（活力ある商店街育成事業など）と連携し、助成制度の活用を促進する 			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年次別取組み	PR活動 助成件数 2件	PR活動 助成件数 2件	PR活動 助成件数 2件

Ⅱ ユニバーサルデザインのまちづくり

No. 12	【施策・事業名称】 住宅のためのユニバーサルデザインヒントブックの活用	新規	継続	重点施策
			◆	
所 管 部	都市整備部、地域福祉部、保健福祉部			
ね ら い	住宅専用部分のユニバーサルデザインによる整備を促進し、だれもが住みやすい生活環境の実現をめざす。			
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 住宅のためのユニバーサルデザインヒントブックを活用し、ユニバーサルデザインを考慮した住宅の整備を促進する 住宅に関する講座・研修会等で住宅のためのユニバーサルデザインヒントブックを活用する 			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年次別取組み	ヒントブックの活用	ヒントブックの活用	ヒントブックの活用

Ⅱ ユニバーサルデザインのまちづくり

No. 13	【施策・事業名称】 公営住宅のユニバーサルデザインに基づく改修 の推進	新規	継続	重点 施策
			◆	★
所 管 部	都市整備部、施設営繕担当部			
ね ら い	公営住宅の改修により、だれもが住みやすい生活環境をめざす。			
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインの整備がされていない区営住宅は、空室発生時のリフォームや改修工事の際に、ユニバーサルデザイン推進条例整備基準や住宅性能評価の「高齢者等への配慮の項目」を考慮した改修を実施する 都営住宅等は、ユニバーサルデザイン推進条例に基づく整備基準の協議をする 			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年次別取組み	住戸改修 3戸	住戸改修 3戸	住戸改修 3戸

Ⅱ ユニバーサルデザインのまちづくり

No. 14	【施策・事業名称】 「住まいサポートセンター」におけるユニバーサルデザインの理解促進	新規	継続	重点施策
			◆	
所 管 部	都市整備部			
ね ら い	区民のユニバーサルデザインへの理解を促進し、だれもが住みやすい住宅環境をめざす。			
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 「住まいサポートセンター」が行う講座・研修会、啓発イベント等により、区民や事業者に住宅整備におけるユニバーサルデザインの理解を促進する 			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年次別取組み	講座・研修会等の実施 啓発イベントの実施検討	講座・研修会等の充実 啓発イベントの実施	講座・研修会等の推進 啓発イベントの実施

Ⅱ ユニバーサルデザインのまちづくり

No. 15	【施策・事業名称】 高齢者・障害者の住宅改修支援	新規	継続	重点 施策
			◆	
所 管 部	地域福祉部、保健福祉部、都市整備部			
ね ら い	ユニバーサルデザインを考慮した住宅の整備を促進し、高齢者や障害者が住みやすい住宅環境をめざす。			
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者や障害者が安心して暮らせる住まいを確保するため、住宅改修費用の一部を助成する ● 助成事業の利用促進を図るため、イベントなどを活用して周知に努める ● 民間による介護付き住宅や高齢者向けの居住支援住宅の認証及び認証制度の普及をする 			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年次別取組み	高齢者の住宅改修費助成 障害者の住宅改造費助成 住宅改修費助成のPR (イベント等の活用)	高齢者の住宅改修費助成 障害者の住宅改造費助成 住宅改修費助成のPR (イベント等の活用)	高齢者の住宅改修費助成 障害者の住宅改造費助成 住宅改修費助成のPR (イベント等の活用)

Ⅱ ユニバーサルデザインのまちづくり

No. 16	【施策・事業名称】 バス交通ネットワークの充実	新規	継続	重点 施策
			◆	
所 管 部	交通政策担当部			
ね ら い	新たな路線等の導入により、公共交通不便地域を解消し、だれもが利用しやすい地域交通の利便性向上をめざす。			
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> バス事業者へ自主運行の働きかけをする 新たな路線等の導入や既存路線の接続のための候補ルートを検討し、導入の可能性等について調査する 道路・交通管理者、バス事業者、沿線住民、関係機関との調整や走行環境整備等に対して支援をする 			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年次別取組み	平成23年度に実施したバスの実験運行の検証 本格運行に向け、バス事業者及び関係機関等との調整 1路線	既存路線の接続や新規路線の検討と事業者及び関係機関等との調整 実験運行の実施 1路線	実施計画に基づく整備の推進

Ⅱ ユニバーサルデザインのまちづくり

No. 17	【施策・事業名称】 公共交通のユニバーサルデザインの推進	新規	継続	重点施策
			◆	★
所 管 部	交通政策担当部、保健福祉部			
ね ら い	ユニバーサルデザインの理念のもと、だれもが利用しやすい公共交通の整備をめざす。			
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ノンステップバスの導入等を事業者に働きかける 高齢者や障害者など移動困難者の通院、社会参加や余暇活動を充実させるため、福祉移動サービス事業者*の参入促進を図る <p>※ 公共交通機関の利用が困難な方が外出する際、車いすでも対応可能な車両などを活用し、移動を手伝うサービス事業者。NPOの福祉有償運送事業者や福祉輸送限定タクシー事業者がある</p>			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年次別取組み	ノンステップバスの導入等の働きかけ 福祉移動サービス事業者の参入促進	ノンステップバスの導入等の働きかけ 福祉移動サービス事業者の参入促進	ノンステップバスの導入等の働きかけ 福祉移動サービス事業者の参入促進

Ⅱ ユニバーサルデザインのまちづくり

No. 18	【施策・事業名称】 公共交通施設のユニバーサルデザインによる整備の推進	新規	継続	重点施策
			◆	
所 管 部	交通政策担当部			
ね ら い	バス利用環境の整備や区内の公共交通機関を利用する際の移動を容易にし、だれもが利用しやすい公共交通をめざす。			
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 路線バス停留所の快適性の向上を図る ● 区道、都道、国道のバス停留所へのベンチ設置の促進を図る ● バス事業者へバス停上屋の設置支援をする (新規バス路線の開設など、設置が可能となった時点で検討する。) ● バス事業者へ運行情報提供装置等の整備や分かりやすいバス路線等の表示を働きかける ● 鉄道事業者と連携し、鉄道駅の段差解消に向けてエレベーター等の整備を促進する ● 区内 41 駅の内、エレベーター等が未整備である下北沢駅は、現在施行中の連続立体交差事業等により整備する 			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
年次別取組み	区道等のバス停ベンチ設置 2か所 鉄道駅のエレベーター整備 (施工中)	区道等のバス停ベンチ設置 2か所 鉄道駅のエレベーター整備 (小田急線部完成)	区道等のバス停ベンチ設置 (実施計画に基づく整備の推進) 鉄道駅のエレベーター整備 (井の頭線部施工中)

Ⅱ ユニバーサルデザインのまちづくり

No. 19	【施策・事業名称】 安全な歩道づくり	新規	継続	重点施策
			◆	★
所 管 部	道路整備部、土木事業担当部、生活拠点整備担当部			
ね ら い	だれもが安全で、安心して移動できる快適な歩行空間の整備を推進する。			
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 歩道未設置の道路を歩車道分離にすると共に、既存歩道の改良整備を推進する 電線類地中化の整備計画に基づいて、電線共同溝の整備を推進する 既存歩道における視覚障害者誘導用ブロック等の交通安全施設の適切な改修を行う ユニバーサルデザインによる駅前広場整備等を推進する 			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年次別取組み	①歩道整備（新設・改良） 750m ②電線地中化共同溝整備 280m ③視覚障害者誘導用ブロック等の交通安全施設の改修	①歩道整備（新設・改良） 1,530m ②電線地中化共同溝整備 830m ③視覚障害者誘導用ブロック等の交通安全施設の改修	実施計画に基づく整備の推進

Ⅱ ユニバーサルデザインのまちづくり

No. 20	【施策・事業名称】 自転車走行環境の整備と安全な利用の啓発	新規	継続	重点 施策
			◆	★
所 管 部	土木事業担当部、交通政策担当部			
ね ら い	歩行者・自転車利用者が安全に、安心して移動できるように、自転車の走行空間・環境を整備する。あわせて、安全な自転車利用の普及・啓発を進める。			
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者と自転車利用者の安全を確保するため、車道及び自転車走行帯を整備する 警察等と連携した交通安全講習会等を実施する 交通安全パンフレット等の活用により、自転車の安全な利用の普及・啓発を図る (仮称)世田谷区民自転車利用憲章の制定により、自転車による事故を減らし、だれもが安全で安心、かつ快適で楽しく行き交う地域社会の実現を図る 			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年次別取組み	自転車走行帯の整備等 安全な自転車利用の普及・啓発	自転車走行帯の整備等 安全な自転車利用の普及・啓発	自転車走行帯の整備等 安全な自転車利用の普及・啓発

Ⅱ ユニバーサルデザインのまちづくり

No. 21	【施策・事業名称】 放置自転車等をなくす取組み	新規	継続	重点 施策
			◆	
所 管 部	交通政策担当部、道路整備部、みどりとみず政策担当部、土木事業担当部			
ね ら い	歩行者等の妨げとなっている支障物を取り除き、だれもが安心して通行できる空間の確保をめざす			
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全な自転車利用の啓発をする ● 利用しやすい自転車等駐車場の整備と駐車場利用への誘導を行う ● 放置禁止区域の指定を行い、放置自転車等の撤去（放置禁止区域は交通安全自転車課、他は関連各課）をする ● 鉄道事業者や商店街等との連携を強化し、放置自転車や道路にはみ出している商品等の不法占用物件を除却することで、安全に通行できる空間の確保を推進する 			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年次別取組み	安全な自転車利用の啓発 自転車等駐車場の整備 放置自転車等の撤去 不法占用物件の除却	安全な自転車利用の啓発 自転車等駐車場の整備 放置自転車等の撤去 不法占用物件の除却	安全な自転車利用の啓発 自転車等駐車場の整備 放置自転車等の撤去 不法占用物件の除却

Ⅱ ユニバーサルデザインのまちづくり

No. 22	【施策・事業名称】 規模や特性に応じた公園緑地等の整備	新規	継続	重点施策
			◆	★
所 管 部	みどりとみず政策担当部、土木事業担当部、生活拠点整備担当部			
ね ら い	公園緑地や水辺空間を、規模や特性を踏まえ、魅力ある、だれもが利用しやすい公園緑地等とする。			
取 組 み 内 容 ・ 方 法	<ul style="list-style-type: none"> 公園緑地等の地形や付属の施設、利用の形態など、それぞれの公園が持っている個性を活かした整備を行う ユニバーサルデザイン推進条例の整備基準に基づく公園緑地等の整備・再生を図る 区民参加による ワークショップ等の手法により、区民と協働した公園緑地等の整備・再生を進める 地域の水資源を活かし、区民が身近にみずとふれあい親しまれる空間として水辺の保全・再生を図る 			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年次別取組み	公園等の整備 1か所	公園等の整備 2か所 水辺空間の再生 1か所	公園等の整備 2か所

Ⅱ ユニバーサルデザインのまちづくり

No. 23	【施策・事業名称】 推進地区の検討と推進	新規	継続	重点 施策
			◆	★
所 管 部	総合支所、都市整備部			
ね ら い	ユニバーサルデザインによる面的整備を推進し、だれもが利用しやすい生活環境を整備する。			
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な地域における生活環境を連続的、効果的に整備するため、「身近な推進地区」の指定を検討する ● 駅の改修や商店街における環境整備、基盤整備など主要な整備とあわせて、「拠点型推進地区」の指定を検討する ● 区の事業や支援を前提として、区民の意見や提案をもとに各事業課の横断的な連携による推進地区の整備計画を策定する ● 区民と行政が協働で推進地区の情報交換や意見の把握を行う場として「ユニバーサルデザインネットワーク」を設置する ● 推進地区における区民等の団体への活動支援をする ● 各総合支所に推進プロジェクト会議を設置し、推進地区指定の検討を行うと共に、地区指定後は総合支所内の情報共有を担う ● 道路、公園、河川、公共交通施設、公共施設等、庁内の横断的な連携による推進地区における生活環境の整備をする ● 整備後の施設を適切に維持・更新し、段階的・継続的にレベルアップを図る 			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年次別取組み	実施（段階的・継続的なレベルアップ）	実施（段階的・継続的なレベルアップ）	実施（段階的・継続的なレベルアップ）

Ⅱ ユニバーサルデザインのまちづくり

No. 24	【施策・事業名称】 だれでも使えるトイレとベンチ等の休憩施設の ネットワーク整備	新規	継続	重点 施策
			◆	★
所 管 部	都市整備部、総合支所、交通政策担当部、道路整備部、土木事業担当部、 みどりともみず政策担当部、産業政策部			
ね ら い	トイレとベンチ等の休憩施設をネットワーク整備することにより、高齢者や 障害者、子育て中の区民などだれもが安全に安心して出かけられる地域社会を めざす。			
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 新設するトイレは、「(仮称)トイレと休憩施設の設置状況図」を活用し、 面的な整備を推進する ● だれでも使えるトイレ(車いすで使用でき、ベビーチェア、おむつ替え 用ベビーベッド、オストメイト対応汚物流しの機能を備えたもの)は、利 用距離500m以内の設置を促進する ● トイレの設置箇所、設備内容、利用時間等について利用者への情報提供を充 実する ● 区民の日常の生活を支える商店街の活動支援の中で、トイレ、ベンチ、休 憩施設の設置支援を行う ● 各地域で作成したパンフレット、マップ等を活用し、トイレやベンチの提 供等を働きかける 			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年次別取組み	実施	実施	実施

Ⅱ ユニバーサルデザインのまちづくり

No. 25	【施策・事業名称】 災害用マンホールトイレの整備推進	新規	継続	重点施策
		●		★
所 管 部	危機管理室、教育委員会事務局、施設営繕担当部、みどりとみず政策担当部、生活拠点整備担当部、総合支所			
ね ら い	災害時にだれもが使用できるトイレを整備する。			
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に懸念されるトイレ対策として、災害用マンホールトイレの整備を進める 災害時に避難所となる学校の改築・改修等に合わせて、車いすでも使用可能な大型テントが設置できるマンホールトイレを1基以上整備する 			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年次別取組み	災害用マンホールトイレの整備 15か所	災害用マンホールトイレの整備 17か所	実施計画に基づく整備の推進

Ⅲ 情報とサービスの提供を推進する

No. 26	【施策・事業名称】 視覚情報のユニバーサルデザインガイドライン の普及	新規	継続	重点 施策
			◆	★
所 管 部	政策経営部、都市整備部、生活文化部			
ね ら い	情報を分かりやすく伝達するため、だれも見やすく分かりやすいデザインの普及を図る。			
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 視覚情報のユニバーサルデザインガイドラインを庁内に普及・啓発すると共に、区民・事業者等へ発信する 英語・中国語・ハングルなどによる、在住の外国人が使いやすいホームページ作りに努める 			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年次別取組み	改訂に向けての検証 普及・啓発	普及・啓発	普及・啓発

Ⅲ 情報とサービスの提供を推進する

No. 27	【施策・事業名称】 多様な情報媒体（ツール）の普及・活用の推進	新規	継続	重点施策
			◆	
所 管 部	保健福祉部、都市整備部、政策経営部			
ね ら い	情報提供やコミュニケーションについて、だれもが分かりやすく多様なニーズに対応できるようにする。			
取 組 み 内 容 ・ 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ● イベントや講演会等の主催者に、聴覚障害者や視覚障害者へ配慮した運営（手話通訳者や要約筆記、点字、音訳など）と、情報伝達に有効な情報提供機器類等の活用を促進する ● ユニバーサルデザインの配慮事項を盛り込んだイベントガイドブックを活用し、普及・啓発を推進する ● 各事業担当課がイベントガイドブックを活用できるよう、研修等により内容の周知を図る 			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年次別取組み	実施 イベントガイドブックの普及・啓発	実施 イベントガイドブックの普及・啓発	実施 イベントガイドブックの普及・啓発

Ⅲ 情報とサービスの提供を推進する

No. 28	【施策・事業名称】 災害時の情報伝達の仕組み	新規	継続	重点施策
			◆	
所 管 部	危機管理室、政策経営部			
ね ら い	災害時にだれでも災害に関する情報等が得られるように仕組みを整える。			
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報伝達手段として、ホームページ、ツイッター、ラジオ放送（エフエム世田谷）による情報発信及び携帯電話のメール機能による情報発信の普及・利用の促進を図る 平成22年9月から区役所第3庁舎1・2階で試験運用を行っているフラッシュライト付電光表示板及び回転灯設置状況を踏まえて、情報発信の充実を図る 			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年次別取組み	災害・防犯情報メール、ホームページ、ツイッター、ラジオ放送による情報発信の普及 フラッシュライト付電光表示板など情報伝達手段の設置検討	災害・防犯情報メール、ホームページ、ツイッター、ラジオ放送による情報発信の普及 フラッシュライト付電光表示板などの設置検討	災害・防犯情報メール、ホームページ、ツイッター、ラジオ放送による情報発信の普及

Ⅲ 情報とサービスの提供を推進する

No. 29	【施策・事業名称】 「ユニバーサルデザインによるサービスポケットブック」、「窓口対応向上マニュアル(職員向け)」の活用推進	新規	継続	重点施策
			◆	★
所 管 部	都市整備部、産業政策部、研修調査室			
ね ら い	「ユニバーサルデザインによるサービス」に留意した接遇の向上を図る。			
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間企業・団体へサービスポケットブック等を配布し、啓発に活用する ● 区内商店街に対し、商店街活動の際にはユニバーサルデザインに配慮するよう、継続して協力依頼する ● 「窓口対応向上マニュアル」等を職員研修で配布・活用する ● 「窓口対応向上マニュアル」をイントラネットホームページに掲載する 			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年次別取組み	職員研修、OJTなどでの活用	職員研修、OJTなどでの活用	職員研修、OJTなどでの活用

Ⅲ 情報とサービスの提供を推進する

No. 30	【施策・事業名称】 ユニバーサルデザインの理念を織り込んだ研 修・体験	新規	継続	重点 施策
			◆	
所 管 部	研修調査室、都市整備部			
ね ら い	区の職員のユニバーサルデザインによる行政サービスのありかたに対する理解を深める。			
取 組 み 内容・方法	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインの理念を織り込んだ職層研修や接遇研修を継続実施する 体験事業を含む職場研修等を企画し実施する 			

■年次別計画

整備時期	後 期		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年次別取組み	ユニバーサルデザインの理念を織り込んだ職層研修や接遇研修の継続実施 職場研修等の実施	ユニバーサルデザインの理念を織り込んだ職層研修や接遇研修の継続実施 職場研修等の実施	ユニバーサルデザインの理念を織り込んだ職層研修や接遇研修の継続実施 職場研修等の実施

第4章 推進体制

1 施策・事業の進行管理を行う体制

1-1 庁内推進体制

各事業担当課が連携し、継続的にハード・ソフト面でユニバーサルデザインを推進するため、全庁的な推進体制の活用を継続します。

庁内推進体制は、ユニバーサルデザイン推進委員会、ユニバーサルデザイン推進委員会幹事会とし、ユニバーサルデザインを総合的に推進する横断的な組織とします。

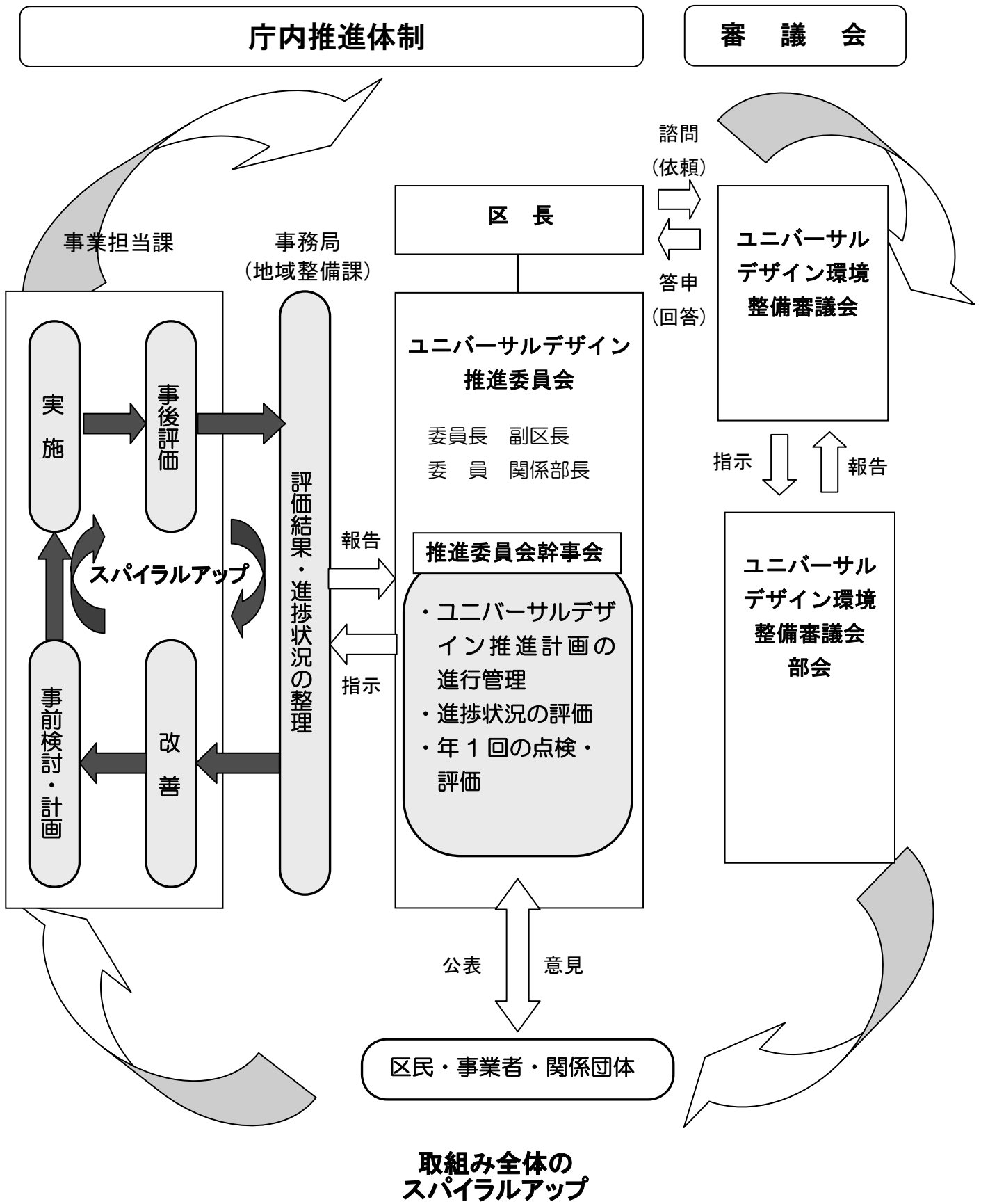
1-2 施策・事業の進捗状況と評価(スパイラルアップ)

各施策・事業を進めるにあたっては、「事前検討・計画 ⇒ 実施 ⇒ 事後評価 ⇒ 改善」の手順を繰り返し、段階的・継続的な発展をめざすというスパイラルアップの方法により、だれもが利用しやすい生活環境の整備を進めます。

また、施策・事業の1年間の取組みの成果及び今後の課題、目標について、世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会からの講評・提案、区民意見等を踏まえ、事業の取組みに反映するなど、全体のスパイラルアップに取り組みます。

スパイラルアップの取組みを進めていく中で、施策・事業の追加や修正を行い、更なる生活環境の整備、レベルアップを図って行きます。

■ 庁内推進体制とスパイラルアップの仕組み

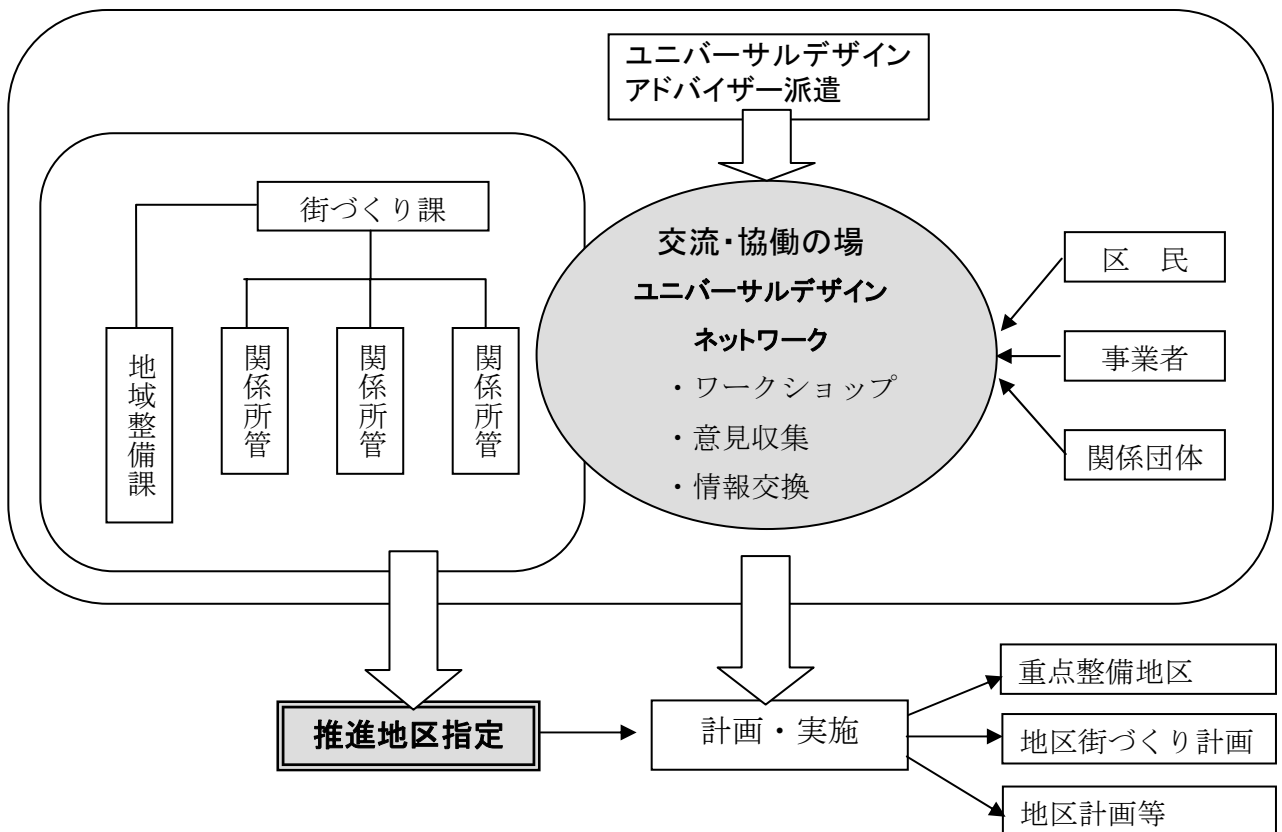


2 推進地区における協働の体制

推進地区^{※1}では、各分野の横断的、ハード・ソフト面での協働による総合的な連携による、生活環境の整備に取り組んでいきます。

各総合支所に街づくり課長を中心とした推進プロジェクト会議を設置し、区と区民、事業者、関係団体との交流・協働の場^{※2}において、点検・評価や他の事業との調整を行い面的整備に取り組みます（スパイラルアップによる取組み）。

協働の体制のイメージ



※1 推進地区

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第 22 条で定めている、積極的に生活環境の整備を推進していく地区です。総合支所単位で、交流・協働の場を通して、年度ごとの評価・点検や他の事業の調整を行い、必要があると認める場合、推進地区を指定して行きます。

※2 交流・協働の場

総合支所単位に区と区民、事業者、関係団体（ユニバーサルデザイン推進活動団体等）が意見収集、情報交換を定期的に行い、推進地区の計画策定や実施にあたってのワークショップ等を行うところです。